

## 介護保険施設における要介護度別の報酬設定の考え方等について

- 1 要介護認定基準は、看護・介護職員等の直接処遇職員における要介護者毎の手のかけ具合（要介護認定等基準時間）を基本として、それぞれの状態区分における状態像により認定を行うこととしている。
- 2 介護保険施設における要介護度毎の報酬上の格差については、これらの看護・介護職員等の直接処遇職員の給与に着目し、直接処遇職員の要介護度に反映された要介護者に対する直接処遇の時間に係る費用を変動費用とし、要介護者に対する直接処遇に係る時間以外の直接処遇職員の費用、直接処遇職員以外の給与、給与費以外の費用を固定費用とすることが考えられる。
- 3 要介護度毎の報酬を算出する際には、施設における要介護者の分布を考慮し、変動費用について要介護度毎に分布させた上で、要介護度により変動しない固定費用部分を足したもののが、要介護度毎の費用とすることが考えられる。
- 5 具体的には、以下の通り、



